

れいわ ねん がつ にち
令和4年10月14日

いしかりしじょうほう こみゆにけーしょんじょうれい かしょう かける ほうしんしよ 【石狩市情報・コミュニケーション条例（仮称）に係る方針書 のイメージ】

〈はじめに〉

しりょう ないよう ほうしんしよ じょうれい
資料3の内容のとおり、方針書は条例ができてからつくられるものな
ので、方針書のたたき台はまだつくることができません。

ほうしんしよ かたち よう かけられて
しかし、方針書というのはどんな形なのか、どの様に書かれているも
のなのかというのを見ておくことで、これからつくっていく方針書の
さんこう おもいます
参考になるのではないかと思います。

つぎ ペーじ 2 ペーじめ いしかりし しゅわ ほうしんしよ いちぶ
そこで、次のページ（2ページ目）から、石狩市の手話の方針書の一部
さんこう みなさん かくにん ほうしんしよ
を参考としてのせましたので、それを皆さんで確認していき、方針書と
かたち ぜんたいてき いめーじ もって
はこういう形なんだ、という全体的なイメージを持ってもらえればと
おもいます
思います。

2 ペーじめ さんこう ぶん かくにん
それでは、2ページ目からの参考の文を確認をしていきましょう。

【参考の文】

これから参考とするのは「石狩市手話に関する基本条例に規定する
施策を推進するための方針」の一部となります。

まずは最初の文からどのように書かれているのが確認をしていきま
しょう。

《最初の文》 資料3の1ページ目に書かれている「《最初の文》」を参考に
確認をしていきましょう。

石狩市手話に関する基本条例（平成25年条例第36号）第5条第1項の規定に
基づき、施策の推進方針を定めたので、同条第5項の規定に基づき、公表する。

令和4年10月14日

次に、資料3の1ページ目に書かれている「《施策について》」、
「《施策の基本的方向》」、「《推進する施策》」の三つについて、どの
ように方針書に書かれるのかを確認をしていきましょう。

《施策について》 《施策の基本的方向》 《推進する施策》
この三つすべてが、一つの文の中に入っています。

2 手話による情報取得及び手話の使いやすい環境づくりに関する事項

(1) 施策の基本的方向

現在、音声言語により提供されている行政情報等について、日常生活をはじめ、災害時や感染症の流行時などにおいても、手話による情報の取得ができる環境や手話が使いやすい環境づくりを進めていきます。

(2) 推進施策

市は、施策の基本的方向に基づき、次のとおり施策を推進します。

ア 手話による行政の情報発信を広めていくため、多様な媒体を利用した情報発信を進めていきます。

イ 対面による手話通訳を基本としつつ、ICT（情報通信技術）を活用した遠隔手話通訳サービス、電話リレーサービス等を利用し、手話の使いやすい環境づくりを進めていきます。

ウ 聞こえない子どもが手話を習得できる環境を整備し、その保護者が手話に関する情報の取得や成長の過程における多様な選択肢を提供できる環境づくりを進めていきます。

以上が、手話の方針書の一部となりますが、この文の中の「手話による情報取得及び手話の使いやすい環境づくりに関する事項」というのが「施策」であり、次に施策にした理由や目的となる「施策の基本的方向」が書かれ、その次に具体的にどんなことをやっていくのかという「推進施策（推進する施策）」が書かれます。

れいわ ねん がつ にち
令和4年10月14日

せつめい さいご
【説明の最後に】

これからつくろうとするほうしんしょ しゅわ ほうしんしょ おなじ かたち
これからつくろうとする方針書も、手話の方針書と同じような形でつ
くっていければとじむきょく かんがえて じょうれい かんがえて なか
くっていければと事務局では考えており、条例を考えていく中で
きめて しさく あらためてほうしんしょ たたきだい
決めていく「施策」をもとに、今後、改めて方針書のたたき台をつくっ
ていきたいとおもっています。